

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 11 月 20 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/0230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	水道技術に係る各種業務（水道事業体の公社化に係る業務経験があることが望ましい）
-----------	---

対象国及び類似地域	パレスチナ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

パレスチナのジェニン市では、高い無収水率、料金徴収の低迷、事業計画の実施及び財務管理体制の弱さ等が、安定的かつ持続可能な給水サービスの提供を妨げてきた。水道事業の運営改善に向けて、技術面の能力強化とともに、組織・財務面での自立性の確保が課題となっている。

JICA は、技術協力「ジェニン市水道事業実施能力強化プロジェクト」等を通じて、無収水対策、プリペイド式水道メーター（PPWM）の導入・運用、事業計画策定等を支援してきた。また、後続のアドバイザー業務により、これらの成果の定着及び水道事業の運営改善に向けた協力が行われてきた。

こうした協力を踏まえ、パレスチナ側からは、市の一般行政・財政から水道事業を分離し、自立的な水道事業体として運営するための公社化支援が要請された。当初の要請では、組織・制度の整備、会計・財務管理、資産管理、料金徴収、無収水対策等の改善とともに、将来的な周辺地域との事業統合も視野に入っていた。

一方、2023 年 10 月以降の紛争及びその後の情勢変化により、水道施設の被害や現地活動の制約が生じており、要請当時と比較して協力の前提条件が変化している。給水サービスの維持・回復や事業運営の再建と、中長期的な公社化・経営自立化に向けた取組との関係を整理し、実施可能性を踏まえた協力方針の検討が必要である。

また、ジェニン市の上水道整備に関する無償資金協力、井戸関連の協力、世界銀行等による給水施設整備について、進捗、対象範囲及び役割分担を確認し、施設整備と運営・維持管理能力強化の連携を検討する必要がある。協力対象、実施体制及び活動方法は、パレスチナ水利庁（PWA）、ジェニン市等と協議し、現地へのアクセス及び安全管理上の条件を踏まえて整理する。

基本計画策定調査は、要請の背景及びその後の状況変化を踏まえ、給水サービ

ス及び水道事業運営の現状、協力ニーズ並びに実施条件に関する情報を収集・分析し、パレスチナ側関係機関との協議を通じて、今後の協力量針、協力対象及び実施方法の検討に必要な事項を整理するとともに担当分野の協力に関する実施体制、成果、活動を提案することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、パレスチナ水利庁（PWA）及びジェニン市等をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、水道技術分野に係る今後の協力量針の検討に必要な以下の調査を行い、担当分野に係る基本計画策定調査報告書（案）を作成する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2026 年 12 月上旬～2027 年 1 月中旬）

- ① パレスチナ側関係機関との協議及び交渉に向けて、JICA グローバルアジェンダ「19. 持続可能な水資源の確保と水供給」及びクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」を理解する。
- ② 要請背景・内容及び要請後の情勢変化を把握（要請書、既往協力・引継ぎ関連資料等の収集・分析）し、当初の要請事項と現在の協力ニーズ・実施条件を対比する。我が国及び他開発パートナーの協力状況を確認し、以下のレビューを行う。
 - ア) 実施機関・関連機関等の上水道に係る政策・計画状況
 - イ) 実施機関・関連機関等の上水道に関する他開発パートナーを含む既往、計画中の関連案件
 - ウ) 実施機関・関連機関等の組織体制（組織図含む）、部署別人数、各人の専門分野、業務経験等
 - エ) パレスチナ及びジェニン市における上水道の課題、紛争による施設・サービス・財務・人員への影響、関係機関及び住民の役割・関係性・所掌業務及びコンフリクト
 - オ) ジェンダー平等に関する取組状況（パレスチナ及びジェニン市のジェンダー推進に関する組織・制度等）
 - カ) 対象地域の難民・避難民及び受入れコミュニティ、貧困層／障がい者を

含む脆弱層の概況、人権課題

- ③ 現地調査で収集すべき情報を検討し、PWA、ジェニン市等の関係機関及び世界銀行等の他開発パートナーに対する質問票（案）（英文）を作成する（社会・ジェンダー調査の対象及び質問項目を含む）。当初要請からの変化、施設の被害・稼働状況、無収水率・給水状況、運転維持管理体制、公社化の制度・財務上の条件、既往協力成果の活用状況を確認項目に含める。他の調査団員等と内容を調整し、質問票の取りまとめに協力するとともに、現地派遣前に発注者に提出する。
- ④ 担当分野に係る協力ニーズ、優先課題及び協力の実施条件を整理し、現地調査で確認すべき論点を検討する。
- ⑤ JICAによる対処方針（案）および協議議事録（Minutes of Meeting、以下「M/M」という。）（案）（英語）および JICA とパレスチナ実施機関が締結する協力合意文書（Record of Discussions。以下「R/D」という。）（案）（英語）の作成に協力する。
- ⑥ 対処方針会議等に参加する。また、議事録（和文）を作成し、JICAに提出する。
- ⑦ 発注者とジェンダー分析方針について協議を行い、調査におけるジェンダー分析方針を合意する。なお、情報収集の際、受注後に発注者から提供されるジェンダー分析の想定案を検討する。また、現地業務におけるジェンダー分析項目を含む簡易的な社会調査のアンケート案を準備し、発注者と合意する。

（２）現地業務（2027 年 1 月中旬～2027 年 2 月上旬）

- ① JICA パレスチナ事務所等との打合せに参加する。
- ② PWA、ジェニン市等の関係機関及び世界銀行等の他開発パートナーとの協議・調査に参加し、担当分野の調査方針及び結果を説明する。先方の意見を踏まえ、当初要請と現状との相違、協力の優先順位及び実施可能性について論点を整理する。また、議事録（和文）を作成し、JICA に提出する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集し、現状を把握し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。なお、本業務はジェニン市を訪問することは想定しておらず、ラマッラで実施することとしている。そのため、ジェニン市の関係者とはラマッラで面談・協議し、加えて、必要に応じて JICA が傭上する現地傭人を通じて情報収集を行う。

ア) 要請背景・内容と要請後の変化、水源・取水・送配水施設及び水道メーターの被害・稼働状況、給水量・給水時間・水圧・水質、無収水率及び

算定に用いるデータの信頼性、漏水探知・修繕及び運転維持管理の実施状況を確認する。高低差に応じた配水・水圧管理、盗水及びメーター不良への対応、定期的な漏水探査・無収水率モニタリング、PPWM の設置・稼働及び顧客対応の現状を確認する。既往の事業運営計画の実施状況、施設・顧客情報の管理状況、技術職員の配置・技能及び必要な機材を把握し、給水サービスの維持・回復に向けた課題を整理する。

- イ) 関連する開発計画、政策及び制度を確認する。公社化・広域化については、PWA 及びジェニン市の方針、近隣事業体との協議状況、制度上の根拠及び適用条件を把握する。
- ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制、技術職員の専門分野・業務経験・研修履歴及び現場業務の実施体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
- エ) 無償資金協力「ジェニンにおける上水道改善計画」による上水道整備、井戸関連の協力及び世界銀行等の支援の動向を確認し、給水サービスの維持・回復と運営能力強化の連携を検討する。施設整備の進捗・対象範囲の変化が協力計画に及ぼす影響、公社化に必要な制度・財務・人員面の条件を分析し、短期的な事業運営の改善と中長期的な組織改革を段階的に進める協力方針（案）を整理する。
- オ) ジェニン市等の対象地域について、JICA が傭上する現地傭人等と協力し、住民の水利用状況に関する簡易的なアンケート調査（計 40 世帯程度を目安とし、対象・規模は発注者と協議）を実施する。女性住民の水アクセス、給水時間、水確保の負担及びサービス改善ニーズを把握し、優先対象地域及びジェンダー活動（案）の検討に用いる。安全上の理由により訪問できない場合は、遠隔での聞き取り等の代替方法を発注者と合意する。調査対象者の安全、同意及び個人情報の保護に配慮する。
- カ) 上記オ) において、対象地域の難民・避難民及び受入れコミュニティ、貧困層／障がい者等の脆弱層の概況並びに給水サービスへのアクセス状況を調査する。料金負担、サービスの公平性及び紛争予防配慮を踏まえた対応策（案）を検討し、他の調査団員等と協議する。

- ④ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き（水資源）¹に準じ、ジェンダー平等に関する調査を実施する。パレスチナ及びジェニン市の水分野について、社会規範・慣習、法制度や組織の方針・規則、男女で異なるニーズや課題等に関する以下の項目等を収集・分析する。
- ア) ジェンダー平等に関する取り組み状況（給水地区の女性住民の水アクセス状況を含む給水状況（給水時間含む）、衛生状況（水系感染症の感染状況）、顧客満足度調査状況）
 - イ) PWA、ジェニン市等のジェンダー推進状況、女性比率、勤務制度等のジェンダー課題及びジェンダー平等に対する意識
 - ウ) 関係機関及び世界銀行等の他開発パートナーによる水分野の事業におけるジェンダー調査結果、取組状況及び教訓
- ⑤ ジェンダー分析方針に沿って分析を実施し、本事業におけるジェンダーの視点に立った取り組み導入の可能性を検討する。調査により把握したジェンダー課題に対応する活動（案）、活動のためのインプット（案）、活動の進捗を測る指標（案）を提案し、論理的な結論が見出せるよう支援する。また、給水サービスにおける紛争予防配慮視点を含み貧困層向けの対応策を検討する。
- ⑥ 調査結果に基づき、現地業務の中盤までに、担当分野の協力量針及びプロジェクトの実施案（協力期間、実施体制、PDM（案）、PO（案）、M/M（案）及び R/D（案））を他の調査団員等と検討する。サービスの維持・回復と公社化支援の優先順位、活動の段階設定、現地・遠隔・第三国等での実施方法及び見直し条件を技術面から整理する。担当分野について、今後の協力内容の具体化に必要なデータの整備状況、専門家・研修・機材等の投入及び必要な現地再委託に関する情報を整理する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA パレスチナ事務所等に報告する。
- (3) 整理業務（2027 年 2 月上旬～2027 年 2 月下旬）
- ① 基本計画策定調査結果報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ② 現地調査及び関係機関との協議結果を踏まえ、担当分野に係る今後の協

¹ 「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【水資源】」（和文：https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_04_water.pdf、英文：https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_04_water_eng.pdf）

力方針、優先課題及び協力内容の検討結果を整理する。

- ③ 担当分野に係る技術上・実施上のリスク及び対応策を整理し、基本計画策定調査報告書（案）に反映する。
- ④ 今後の協力内容の具体化に向けて追加確認が必要な事項及び先方との協議事項を整理し、基本計画策定調査報告書（案）に反映する。
- ⑤ 担当分野に係る基本計画策定調査報告書（案）を作成し、JICA 地球環境部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- 担当分野に係る基本計画策定調査報告書（案）（和文）
2027年2月26日（金）までに提出。
収集資料一式を添付し、簡易製本／電子データにて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>
↓

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2027 年 1 月 18 日～2 月 6 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者から約 1 週間遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

なお、現時点では、JICA の一時的安全対策措置により、パレスチナへの渡航は原則として停止されています。本業務については、所定の安全対策手続き及び渡航承認を得た上で、ラマツラにおいて調査・協議を実施することを想定しています。一方で、今後の治安状況や安全対策措置の変更により渡航が困難となった場合には、関係者との協議はオンライン又は隣国ヨルダンのアンマンからの遠隔で実施する可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 水道事業運営 (JICA)

ウ) 水道技術 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA パレスチナ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：なし。関係機関との協議は原則として英語で行います。

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。ただし、JICA 団員不在時は、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第一チームから配付しますので、gegwt@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・要請書

- ・ジェニン市水道事業実施能力強化及びアドバイザー業務等の既往協力資料

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・ JICA グローバルアジェンダ「19. 持続可能な水資源の確保と水供給」及び クラスタ事業戦略「水道事業体成長支援」

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/water/ku57pq00002cybbn-att/business_strategy_01.pdf

- ・ 「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き 水資源」

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_04_water.pdf

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パレスチナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができ

ます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上